

平成 30 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
(管理会社コード 16714)  
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅  
問合せ先 業務本部 山口 節一  
(TEL:03-5208-5211)

### E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、下記の E T F について、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### ○E T F 名称

1467\_J P X 日経 4 0 0 ブル 2 倍上場投信 (レバレッジ)  
1468\_J P X 日経 4 0 0 ベア上場投信 (インバース)  
1469\_J P X 日経 4 0 0 ベア 2 倍上場投信 (ダブルインバース)  
1572\_中国H株ブル 2 倍上場投信  
1573\_中国H株ベア上場投信  
1679\_Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

##### ○変更内容およびその理由

追加設定および一部解約の申込手続きにつきまして、最低申込口数および申込単位の制限を引き下げることにより、流動性および利便性の向上を図ります。

##### ○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

##### ○変更の日程について

届出日 : 平成 30 年 6 月 8 日  
実施日 : 平成 30 年 6 月 11 日

以上

別紙

## J P X日経400ブル2倍上場投信（レバレッジ）

### 投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成27年8月24日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後1時半までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数(5千口)</u>以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、午後1時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数(5千口)</u>以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後1時半までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後1時半以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成27年8月24日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後1時半までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数(2万口)</u>以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、午後1時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数(2万口)</u>以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後1時半までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後1時半以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>

## J P X日経400ベア上場投信（インバース）

### 投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成27年8月24日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後1時半までに</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成27年8月24日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後1時半までに</p>

<p>取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数 (5 千口)</u> 以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後 1 時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数 (5 千口)</u> 以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 1 時半までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 1 時半以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>	<p>取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数 (2 万口)</u> 以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後 1 時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数 (2 万口)</u> 以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 1 時半までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 1 時半以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>
---	---

## J P X 日経 4 0 0 ベア 2 倍 上場 投信 (ダブルインバース)

### 投資信託約款の変更案

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する販売会社 (委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) は、平成 27 年 8 月 24 日以降、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後 1 時半までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数 (5 千口)</u> 以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後 1 時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数 (5 千口)</u> 以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 1 時半までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 1 時半以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する販売会社 (委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) は、平成 27 年 8 月 24 日以降、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後 1 時半までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数 (2 万口)</u> 以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後 1 時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数 (2 万口)</u> 以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 1 時半までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 1 時半以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>

## 中国H株ブル2倍上場投信

### 投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成24年12月6日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数(5千口)</u>以上かつ委託者が別に定める申込上限口数以内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、午後3時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数(5千口)</u>以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時まで、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成24年12月6日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数(2万口)</u>以上かつ委託者が別に定める申込上限口数以内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、午後3時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数(2万口)</u>以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時まで、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>

## 中国H株ベア上場投信

### 投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成24年12月6日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の委託者が別に定め</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成24年12月6日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の委託者が別に定め</p>

<p>る時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数 (5 千口)</u> 以上かつ委託者が別に定める申込上限口数以内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、午後 3 時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 42 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数 (5 千口)</u> 以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 3 時まで、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 3 時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>	<p>る時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数 (2 万口)</u> 以上かつ委託者が別に定める申込上限口数以内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、午後 3 時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 42 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数 (2 万口)</u> 以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 3 時まで、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 3 時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>
--	--

## Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

### 投資信託約款の新旧対照表

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成 21 年 12 月 10 日以降、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数 (1 千口)</u> 以上で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 40 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>最低申込口数 (1 千口)</u> 以上で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日に、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成 21 年 12 月 10 日以降、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、<u>最低取得申込口数 (2 万口)</u> 以上で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 40 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>最低申込口数 (2 万口)</u> 以上で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日に、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>&lt;以下略&gt;</p>